

○広島大学理学部後援会による広島大学大学院生海外派遣支援制度要項

令和5年11月4日
学部長決裁

広島大学理学部後援会による広島大学大学院生海外派遣支援制度要項

(目的)

第1 この要項は、広島大学理学部後援会（以下「後援会」という。）が実施する広島大学大学院生海外派遣支援制度（以下「本制度」という。）について、その適正な業務に關し必要な事項を定めるものとする。

第2 本学理学部を卒業ののち、本学大学院に進学し、優秀な研究成果をもって海外で行われる国際学会もしくは研究集会等に参加する者や、あるいは海外の研究機関等において研究活動を行うもの（現地フィールドワークを含む。）を経済的に支援する。

(対象)

第3 支援対象となる学生（以下「支援対象者」という。）は、本学理学部在籍時に後援会に入会した者のうち、本学大学院へ進学し、かつ進学後の指導教員が理学部担当である者とする。

(資金)

第4 支援金は、理学部後援会費より支出する。本制度に伴う支援金合計額は各年度50万円を上限とする。

(選考)

第5 支援対象者の選考は、理学部運営会議において選考する。なお、学修への姿勢や日常生活における素行も加味し、ふさわしくないと判断される場合は支援決定後であっても該当学生の支援を取り消す場合がある。

(支援額)

第6 1件当たり5万円以下とする。

(支給回数)

第7 支援金の支給は、一人について1回のみとする。

(支給方法)

第8 採択の場合は、採択額を学生本人に支給する。

(奨学金の辞退)

第9 支援対象者は、事情により奨学金の辞退を申し出ようとする場合は、理学部運営会議の議を経なければならない。辞退が認められた場合、補欠の選出は行わず、該当学生に支給する予定であった支援金は、後援会に返納することとする。

(要項の変更)

第10 この要項を変更する時は、理学部運営会議及び後援会の承認を得なければならぬ。

(事務)

第11 支援金の支給に関する事務は、理学系支援室で行う。

(要項の解釈等)

第12 この要項の解釈又は運用において疑義が生じた場合は、理学部運営会議の議を経て、学部長が決定するものとする。

附 則

1. この要項は、令和5年11月4日から施行する。